

ASAHI ネット LTE 特約 新旧対照表 2021 年 7 月 1 日改正

改正後	備考	改正前
<p>第 1 条 総則 5.用語の定義</p> <p>(4)「電話リレーサービス」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に規定する、手話通訳者などがオペレータとして聴覚障害者等による手話・文字を通訳することにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の意思疎通を仲介するサービスをいいます。</p> <p>(5)「電話リレーサービス料」とは、電話リレーサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、電話リレーサービス支援機関を通じて、電話リレーサービス提供機関に支払うために、当社が会員から本特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第 1 条 総則 5.用語の定義</p>
<p>第 13 条 料金および支払</p> <p>1.本サービスは、利用契約の承認日の含まれる月を契約開始月として、会員のご利用の有無にかかわらず、当社所定の料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料等）が発生し、会員は、当該料金を当社に支払うものとします。</p>	<p>(追加)</p>	<p>第 13 条 料金および支払</p> <p>1.本サービスは、利用契約の承認日の含まれる月を契約開始月として、会員のご利用の有無にかかわらず、当社所定の料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料等）が発生し、会員は、当該料金を当社に支払うものとします。</p>